

議案第 2 5 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中	固定資産評価	委員長	日額	6 , 9 0 0 円	
	審査委員会	委員	日額	5 , 5 0 0 円	

「 を 」	固定資産評価	委員長	日額	6 , 9 0 0 円	
	審査委員会	委員	日額	5 , 5 0 0 円	
	子どもの権利擁護委員		月額	2 0 4 , 0 0 0 円	2

	に改め、同表民生委員推薦会委員の項の次に次のように , 0 0 0 円」

加える。

子どもの権利委員会委員	日額	5，500円	
-------------	----	--------	--

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。